

住居表示の実施による
会社等の変更登記の手引き

市川市

目 次

1	まえがき	1
2	このような場合に手続が必要です.....	1
3	会社等の所在地の変更登記の期間（いつまでに）	1
4	登録免許税	1
5	本店等の所在地の表示が変更になった場合	1
6	支店等の所在地の表示が変更になった場合	3
7	代表者の住所の変更は.....	4
8	法人所有の不動産等の名義人住所の変更は	5
9	登記に関する注意事項.....	6
10	登記申請書の記載例.....	7

1 まえがき

住居表示が実施されますと、その区域内の会社・法人・組合（以下「会社等」といいます。）の本店・主たる事務所（以下「本店等」といいます。）、支店・従たる事務所（以下「支店等」といいます。）の所在地又は個人の住所が変更されますので、次のような場合には、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになっていきます。

変更登記の申請をしないと登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合がありますので、速やかに申請してください。

2 このような場合に手続きが必要です

- (1) 本店等又は支店等の所在地の表示が変更になった場合
- (2) 株式会社の代表取締役及び代表執行役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社、合資会社、合同会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、一般社団・財団法人の代表する理事や協同組合の代表理事等登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になった場合

3 会社等の所在地の変更登記の期間（いつまでに）

- (1) 本店等所在地においては2週間以内
- (2) 支店等所在地においては3週間以内（P.25(1)②「本支店一括申請」によらない場合）

4 登録免許税

登録免許税は、通常登録免許税が課せられる会社及び一部の法人であっても「住居表示変更証明書」を添付すれば非課税です。

※ 証明書が不足する場合は、令和3年2月1日以降、皆さまのご申請に基づき必要な枚数を、市川市総務課住居表示グループ、行徳支所総務課、大柏出張所において無料で発行いたします。

5 本店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続

- ① 市川市内が本店所在地である会社等の管轄法務局は千葉地方法務局となりますので、申請する場合は、会社変更登記申請書に必要事項を記載し、「住居表示変更証明書」を添付して千葉地方法務局へ提出してください。
(郵送でも差し支えありません。その際には「法人登記申請書在中」と明記し書留郵便で送ってください。)

- ② 支店等が千葉地方法務局の管轄外にある場合は、①の申請書に「支店所在地とそれを管轄する法務局名」「支店所在地での登記すべき事項」を記入し、登記手数料として支店所在地を管轄する法務局1庁当たり300円の収入印紙を貼れば、1回の申請で全ての法務局での登記が完了します。（これを「本支店一括申請」といいます。）

※ 登録免許税は非課税ですが、登記手数料は必要です。

(2) 例

① 支店等がない場合

市川市稲越町123番地4にある「〇〇商事株式会社」の所在地が、住居表示実施の結果、市川市稲越一丁目12番3号に変更になった場合（記載例1参照）

ア 必要書類	会社変更登記申請書	1通
	住居表示変更証明書	1通
	※委任状 1通(代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照)	
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	千葉地方法務局	

② 支店等がある場合

市川市稲越町123番地4にある「〇〇商事株式会社」の所在地が、市川市稲越一丁目12番3号に変更になり、千葉地方法務局管轄外の〇〇県△△市〇〇町〇番地に「〇〇商事株式会社△△支店」がある場合（本支店一括申請）

A 本店における手続（記載例2参照）

手続に必要な書類と申請書提出先は、①の支店等がない場合と同じです。

登記手数料として300円の収入印紙を申請書に貼ってください。（記載例4参照）

※ 収入印紙には割印をしてはいけません。

B 支店における手続

千葉地方法務局での登記完了後、千葉地方法務局から△△地方法務局へ通知書が送信され、△△地方法務局での登記が完了します。

※ 本店・支店とも今回の住居表示実施区域内にある場合は、同一の会社変更登記申請書で申請できます。この場合、住居表示変更証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。

※ 本店・支店とも千葉地方法務局の管轄内にあり、本店のみ今回の住居表示実施区域内にある場合は、その支店における手続の必要はありません。

6 支店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続

- ① 「会社変更登記申請書」と支店の「住居表示変更証明書」を本店に送ります。
- ② 本店で①の書類に記入して本店所在地の管轄法務局に申請します。本店が千葉地方法務局の管轄外にある場合は、本支店一括申請の方法により申請すると、千葉地方法務局での支店変更登記も完了します。登記手数料は300円です。

※ 本店・支店とも千葉地方法務局の管轄内にあり、支店のみ今回の住居表示実施区域内にある場合は、その支店における手続きの必要はありません。

(2) 例

市川市稲越町123番地4にある、△△商事株式会社市川支店の所在地が、市川市稲越一丁目12番3号に変更になった場合

- ☆ 本店（東京都千代田区△△町5丁目6番7号）
- ☆ 市川支店（市川市稲越一丁目12番3号）
- ☆ その他の支店は手続の必要はありません。

① 本店における手続（記載例3参照）

ア 必要書類	会社変更登記申請書	1通
	住居表示変更証明書	1通
	※委任状	1通(代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照)
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	本店所在地管轄法務局（東京法務局）	
オ 登記手数料	300円	
	収入印紙を申請書に貼ってください。（記載例4参照）	
	※ <u>収入印紙には割印をしてはいけません。</u>	

② 支店における手続

東京法務局での登記完了後、東京法務局から千葉地方法務局へ通知書が送信され、千葉地方法務局での登記が完了します。

7 代表者の住所の変更は

(1) 手続

- ① 「会社変更登記申請書」と代表者の「住居表示変更証明書」を本店所在地の管轄法務局へ提出してください。
- ② 支店においては代表者の住所変更の必要はありません。

(2) 例

市川市に本店があり、〇〇県△△市〇〇町〇番地に支店がある「〇〇商事株式会社」の代表取締役「市川一郎」さんの住所が、市川市稲越町123番地4から、市川市稲越一丁目12番3号に変更になった場合

① 本店における手続（記載例1参照）

ア 必要書類	会社変更登記申請書	1通
	代表者の住居表示変更証明書	1通
	※委任状	1通(代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照)
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	千葉地方法務局	

※ 本店所在地と代表取締役住所の両方とも今回変更になる場合は、1つの申請書に両方とも記載しても差し支えありません。

② 支店における手続の必要はありません。

8 法人所有の不動産等の名義人住所の変更は

会社等の本店の所在地の表示が変更になった場合で、その会社等が土地建物等の不動産・財団等を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有している場合は変更登記の申請をしてください。

(1) 手続

「登記申請書」に必要事項を記載し、「住居表示変更証明書」を申請書に添付して、不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。

※申請書には会社法人等番号（12ケタ）を記載して下さい。

(2) 例

市川市稲越町123番地4にある「〇〇商事株式会社」の所在地が市川市稲越一丁目12番3号に変更になり、かつ不動産を所有している場合

① 本店の所在地変更手続き（1頁参照）

② 所有不動産の「名義人住所」の変更（記載例6参照）

※必ず①の会社等の変更登記を先に済ませてから手続を行ってください。

ア 必要書類	登記申請書	1通
	住居表示変更証明書	1通
	※委任状	1通(代理人が申請する場合のみ必要。記載例7参照)
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	期間の定めはありません。	
エ 申請書提出先	不動産を管轄する法務局（支局、出張所）	

(3) 注意事項

不動産の所在地によって登記申請書の提出先が異なります。法務局の管轄は法務局ホームページでご確認ください。

9 登記に関する注意事項

☆ 市川市内の不動産登記の管轄法務局は、千葉地方法務局市川支局です。

千葉地方法務局市川支局 (管轄区域：市川市・鎌ヶ谷市・浦安市)
〒272-0805 市川市大野町4丁目2156番地1
電話 047-339-7701

☆ 市川市内にある会社・法人の登記の管轄法務局は、

千葉地方法務局法人登記部門です。

千葉地方法務局法人登記部門 (管轄区域：千葉県全域)
〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目11番3号
電話 043-302-1315

その他管轄法務局につきましては、下記をご参照下さい。

参照：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

- ・ 登記の手続きには、「住居表示変更証明書」のほか「登記申請書」が必要です。
 - ・ 登記申請書には、「会社・法人の法務局への届出印」を必ず押印してください。
 - ・ 登録免許税は、「住居表示変更証明書」を添付すれば免除されます。
 - ・ 申請書はA4の用紙に記載し、添付書類と共に左綴じにして、必要事項を記入し、管轄の法務局へ提出してください。
 - ・ 紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
 - ・ 文字は、パソコン（ワープロ）で作成するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
 - ・ 申請書には受付番号シールを貼りますので、1枚目は5cm程度の余白を設けてください。また、昼間ご連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。
 - ・ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人（又は不動産）登記申請書在中」と記載の上、書留郵便で送付してください。
- ※ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、郵便切手を貼った返信用封筒と簡易書留分の切手が必要になります。なお、法人登記については不要です。

<記載例 1> 本店の所在（または代表者の住所）が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う登記の例

株式会社変更登記申請書

1 商号

〇〇商事株式会社（登記されている会社の名称）

1 本店

千葉県市川市稲越町123番地4（本店の旧住所）

1 登記の事由

住居表示実施による本店の変更
（住居表示実施による代表取締役の住所変更）

1 登記すべき事項

（本店の場合）

令和3年2月〇日住居表示実施

変更後の本店 千葉県市川市稲越一丁目12番3号（新住所を記入）

（代表取締役の住所の場合）

令和3年2月1日住居表示実施

代表取締役 市川一郎の住所

千葉県市川市稲越一丁目12番3号（新住所を記入）

1 登録免許税

登録免許税法第5条第4号により免除

1 添付書類 変更証明書 1通※ 市役所発行の住居表示変更証明書

（本店と会社代表者両方の住所変更を申請する場合は、それぞれ1通ずつの変更証明書が必要です。）

委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照）

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日（法務局への提出日を記入）

申請人 本店 千葉県市川市稲越一丁目12番3号（会社の新住所）

商号 〇〇商事株式会社（会社の名称）

代表取締役 住所 千葉県市川市稲越一丁目12番3号（代表者の新住所）

氏名 市川 一郎 ㊞（法務局に届出してあるものを押印。代理人で申請する場合は押印不要。）

連絡先の電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

千葉地方法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

住所 市川市〇町〇番〇号

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出してある印鑑を押印してください。）

氏名 市川 太郎 ㊞

（代理人の印を押印してください。）

<記載例 2> 本店の所在が変更になった場合に千葉県外にある支店分も併せて本店所在地の法務局で行う登記の例（本支店一括申請）

株式会社変更登記申請書

- 1 商号
〇〇商事株式会社（登記されている会社の名称）

- 1 本店 千葉県市川市稲越町 1 2 3 番地 4（本店の旧住所）

- 1 支店 〇〇県△△市〇〇町〇番地（△△地方法務局管轄）

- 1 登記の事由
住居表示実施による本店の変更

- 1 登記すべき事項
（本店所在地管轄法務局）
令和 3 年 2 月 〇 日 住居表示実施
本店 千葉県市川市稲越一丁目 1 2 番 3 号（本店の新住所を記入）
（支店所在地管轄法務局）
令和 3 年 2 月 〇 日 住居表示実施
本店 千葉県市川市稲越町 1 2 3 番地 4 を
千葉県市川市稲越一丁目 1 2 番 3 号 に変更

- 1 登録免許税 登録免許税法第 5 条第 4 号により免除

- 1 登記手数料 3 0 0 円

- 1 添付書類 変更証明書 1 通※ 市役所発行の住居表示変更証明書
委任状 1 通（代理人が申請する場合のみ必要。記載例 5 参照）

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日（法務局への提出日を記入）

申請人 本店 千葉県市川市稲越一丁目 1 2 番 3 号（会社の新住所）

商号 〇〇商事株式会社（会社の名称）

代表取締役 住所 千葉県市川市稲越一丁目 1 2 番 3 号（代表者の新住所）

氏名 市川 一郎 ㊟（法務局に届出してあるものを押印。代理人で申請する場合は押印不要。）

連絡先の電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

千葉地方法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

住所 市川市〇町〇番〇号

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出してある印鑑を押印してください。）

氏名 市川 太郎 ㊟

（代理人の印を押印してください。）

<記載例3> 支店の所在が変更になった場合に千葉県外にある本店所在地の法務局で行う登記の例
(本支店一括申請)

株式会社変更登記申請書

- 1 商号 △△商事株式会社（登記されている会社の名称）
- 1 本店 東京都千代田区△△町5丁目6番7号
- 1 支店 千葉県市川市稲越町123番地4（千葉地方法務局管轄）
- 1 登記の事由 住居表示実施による支店の変更
- 1 登記すべき事項
（本店所在地管轄法務局）
令和3年2月○日住居表示実施
千葉県市川市稲越町123番地4 の支店の変更（支店の旧住所）
変更後の支店 千葉県市川市稲越一丁目12番3号（支店の新住所）

（支店所在地管轄法務局）
令和3年2月○日住居表示実施
千葉県市川市稲越町123番地4 の支店を
千葉県市川市稲越一丁目12番3号 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 登記手数料 300円
- 1 添付書類 変更証明書 1通※ 市役所発行の住居表示変更証明書
委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要。記載例5参照）

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日（法務局への提出日を記入）

申請人 本店 東京都千代田区△△町5丁目6番7号

商号 △△商事株式会社

代表取締役 住所 東京都港区△△町○丁目○○番○○号

氏名 田中 一郎 ㊟（法務局に届出してあるものを押印。代理人で申請する場合は押印不要。）

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○

東京法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

住所 市川市□町○番○号

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出してある印鑑を押印してください。）

氏名 市川 太郎 ㊟

（代理人の印を押印してください。）

<記載例 4> 本支店一括申請する際の収入印紙（手数料）貼付台紙

収入印紙貼付台紙



（注）収入印紙には割印をしないで貼ってください。

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む）は、各ページに契印してください。

契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

<記載例 5> 委任状（本店所在地及び代表取締役の住所変更の場合）

委 任 状

私は、市川市□町○番○号 市川太郎 に下記のことを委任します。

記

令和3年2月○日住居表示実施に伴う本店所在地及び代表取締役の住所変更登記を管轄法務局に代理して申請する一切の権限

令和 年 月 日
(委任した日を記入)

(本店又は主たる事務所) 千葉県市川市稲越一丁目12番3号
(新住所を記入)

(商号又は名称) ○○商事株式会社

(代表者の資格・氏名) 代表取締役 市川一郎 ⑩
(法務局に届けてある印を押印してください。)

<記載例 6> 千葉県市川市稲越町 1 2 3 番地 4 の土地・建物を所有している〇〇商事株式会社の所在地の表示が稲越一丁目 1 2 番 3 号に変更になった場合

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和 3 年 2 月 〇 日 住居表示実施

変更後の事項 本 店 市川市稲越一丁目 1 2 番 3 号

申 請 人 住 所 市川市稲越一丁目 1 2 番 3 号
〇〇商事株式会社
代表取締役 市川 一郎 ⑩
連絡先の電話番号〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
会社法人等番号〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇〇〇

会社法人等番号を記入して下さい。

添付書類 会社法人等番号 変更証明書（※住居表示変更証明書を添付）
委任状 1 通（代理人が申請する場合のみ必要。記載例 7 参照）

令和 年 月 日申請 千葉地方法務局

登録免許税 登録免許税法 5 条第 4 号により免除

不動産の表示

所 在 市川市稲越一丁目
地 番 9 9 番 5
地 目 宅 地
地 積 1 2 3 0 . 5 0 平方メートル

所 在 市川市稲越一丁目 9 9 番地 5
家屋番号 9 9 番 5
種 類 事務所
構 造 木造 スレートぶき 2 階建
床面積 1 階 1 6 5 . 3 6 平方メートル
2 階 5 8 . 3 8 平方メートル

※登記事項証明書のとおり正確に記載してください。

<記載例 7> 委任状（法人所有不動産の名義人住所変更の場合）

委 任 状

私は、市川市□町○番○号 市川太郎 に下記のことを委任します。

記

令和3年2月○日住居表示実施に伴う所有権登記名義人住所変更登記を
管轄法務局に代理して申請する一切の権限

不動産の表示 市川市稲越一丁目99番5の土地
同 所99番地5 家屋番号99番5の建物

令和 年 月 日
(委任した日を記入)

(本店又は主たる事務所) 千葉県市川市稲越一丁目12番3号
(新住所を記入)

(商号又は名称) ○○商事株式会社

(代表者の資格・氏名) 代表取締役 市川一郎 ⑩
(法務局に届けてある印を押印してください。)

○住居表示についてのお問い合わせ

〒272-8501

市川市八幡1丁目1番1号

市川市総務部総務課 住居表示グループ

電話 047-712-8644

○会社等の変更登記についてのお問い合わせ

〒260-8518

千葉市中央区中央港1丁目11番3号

千葉地方法務局 法人登記部門

電話 043-302-1315